〇集落営農集団設立で作業受託、共同化を目指す

. 集落協定の概要

<u> 1. 条洛励足の慨安 </u>					
市町村·協定名	おがちぐんうごまり 秋田県雄勝郡羽後田	ち じゅうぶんいち T 十 分 一			
協定面積	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地	
11. 1ha	水稲、転作作物				
交 付 金 額	個人配分			50%	
89万円	共同取組活動	動 集落担当者活動経費			
	(50%)	集落マスタープランの将来像を実現するための活動経費 17%			
		鳥獣害防止対策、水路農道等維持·管理等共同取組経費 6%			
		農用地の維持・管理活動を行う者に対する経費 11%			
		交付金の積立・繰越		7%	
協定参加者	農業者 15人				

2. 集落マスタープランの概要

現在の農業生産活動を持続し、今以上に発展していける農業の確立に向けた集落営農組織の設立を目指し、農作業の受委託を進めていく。

また、集落内外でのイベントで積極的に都市農村交流を行い、集落の活性化を図る。

[活動内容] ---- 農業生産活動等 多面的機能增進活動 ------ 農業生産活動の体制整備 農地の耕作・管理(田11.1ha) 周辺林地の下草刈り 機械・農作業の共同化 (20a、年1回及び随時) (トラクター及びコンバインの共同利 用を新たに3.5ha (31%) 個別対応 共同取組活動 実施、合計5.1ha以上) 耕作放棄の可能性がある農用 共同取組活動 地の利用権設定・農作業委託 景観作物の作付 (道路沿へコスモス等の作付) 共同取組活動 地場産農産物等の加工・販売 (もち米等の加工、今後販路 共同取組活動 拡大を目指す) 農地法面の定期的な点検 ・定期年1回、他台風大雨後 ビオトープの確保 共同取組活動 (カモシカ・水芭蕉の保護) 共同取組活動 共同取組活動 担い手への農作業の委託 (2人の認定農業者(委託面 水路・作業道の管理 積1.5ha) →担い手を中心 とした営農集団への移行) · 水路(延長2km) 各年2回 清掃・草刈り •道路(延長1.5km) 共同取組活動 年1回 簡易補修 年2回 草刈り 集落を基礎とした営農組織の 自然生態系の保全に関する学 共同取組活動 (耕起・代掻き・刈り取り3.5 校教育等との連携 ha (31%) 実施、目標5.1ha) (地元小学校の水芭蕉観察会) 共同取組活動 共同取組活動

3. 取組の経緯及び内容

湯沢市の東に隣接する当集落は、水芭蕉の群生地を抱え、ニホンカモシカが生息するなど自然に富んだ環境にある。農業では、狭隘な沢部に3カ所の農業団地があり、転作にも積極的に取り組んでいるところであるが、農業従事者の高齢化による農地の維持管理が困難になることが懸念されたため、締結に至ったものである。

農作業の受託においては、認定農家1戸が水稲の全作業約0.8ha、農家1戸が大豆の全作業約0.8haを受託しており、協定締結から5年以内に2戸の認定農家を中心とする「十分一集落営農集団」を設立し、新たに約3.6haの受託を行うこととして、農作業の集約化で現状以上に発展可能な農業の確立を目指すこととしている。

また、それにより機械の共同利用も推進していく。

○農用地等保全マップ



農地に附帯する農道、水路の補修を実施 箇所を記載。

その他に、生活環境美化の予定地、作業 受託の予定箇所なども記載。

新たに作業受託とする対象ほ場35,888㎡。



狭隘ながらも良く整備された農地



制度対象農地を指示票で明示

[平成19年度までの主な効果]

- トラクター・コンバインの共同利用による低コスト化(当初1.5ha、目標5.1ha、H19実績3.5ha)
- 地場産農産物の加工・販売による収益向上 (餅米→干餅、主に朝市や道の駅での販売)
 - ・加工品売上高 (7万円 (H17)、10万円 (H18)、20万円 (H19))
- 農作業を受託の推進に向けた十分一集落営農集団の設立 (当初1.5ha、目標5.1ha、H19実績3.5ha)
- 地元小学校と連携した自然保全活動
 - ・水芭蕉などの観察会を行い、自然生態系についての学習活動